

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」の施行に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下、「府差別解消条例」）」が施行されております。

同法及び同条例については、それぞれ施行後の見直しについて当事者等を交えて議論されてきましたが、今般、大阪府において、法律では努力義務とされている民間事業者による合理的配慮の提供について義務化する等の条例改正がなされ、本年4月より施行されることとなりました。

府の条例は本市域においても適用されることから、大阪府と今後も連携して、同改正条例の運用が実効性のあるものとなるよう、引き続き周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本市における障がい者の理解・啓発の事業の1つとして、平成30年度から「あいサポート運動」に取組んでいます。

本市職員に対する理解を深めるため、各所属への事業周知や「あいサポート研修」の実施などの取組みを進めるとともに、「障害者差別解消法」の普及啓発とともに、同運動の周知を図るべく、積極的にあいサポート運動に取組んでいただける企業・団体が増えるよう、事業の周知を行っているところです。

しかしながら、コロナ禍においては、蜜となる環境を避けながら研修を実施する必要があることから、従来の講師が訪問する形式のほか、動画視聴形式（web配信）やオンライン形式による研修の導入などにより、ウィズコロナの環境での取組みを進めているところです。

引き続き、本市職員及び企業等の理解が深まるよう、取組みを進めてまいります。

回答

4 項目 収束の見えないコロナ禍で、障がい者が得られる情報が極めて不足している状況も踏まえ、厚生労働省の来年度予算概算要求に、今年6月に公布された電話リレーサービス法、同じく7月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえた要求がなされていることに鑑み、手話や点字などの障がい者の

コミュニケーション手段をより一層保障するよう努めるとともに、法律に基づく聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。また、国における手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定に向けて、より一層働きかけを行うとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に明記された施策の推進方針に基づき、手話通訳者の養成事業ならびに同派遣事業のさらなる充実を要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8081
コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話奉仕員及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取組んでまいります。

また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。本市では、平成26年8月市会において、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。

また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実を図っており、コミュニケーションツールのひとつとして、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行ってきたところです。今年度に行う推進方針の見直しを踏まえ、手話通訳者派遣事業など、さらなる施策の充実に努めてまいります。

5 項目 コロナ禍の中、就労継続支援事業所においては取引先からの作業の受注量の減少、出張販売の中止などで収益が大変厳しい状況にある。このため、「障害者優先調達法」に基づき、同施設等の受注拡大ならびに発注価

格の増額等に努められることを要望する。また、就労状況が悪化する中、改正された「障害者雇用促進法」の理念を踏まえ、大阪市が率先して法定雇用率を大きく上回る障がい者雇用を行うとともに、その就労環境整備や就労意欲の涵養など就労継続にも意を用いられるよう要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8072
福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
電話：06-6208-8051

本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労設から物品等の調達推進に関する法律」（障害者優先）に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとにつき1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品調達方針（以下「調達方針」という）」を策定しております。

調達方針に基づいて、本市では障がい者就労支援事業所等から優先的に発注に努めることとしており、本市関係部局に障がい者就労支援事業所等の情報提供も行うなど、前年の令和元年度の調達実績を上回ることを目標としております。

コロナ禍においても本市関係部局連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、利用者への安定した工賃支払いが可能となるよう生産活動収入の確保に向けて、国の第二次補正予算で示された就労系障がい福祉サービス等の機能強化事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対して、新たな販路拡大や新たな生産活動への転換等に要する費用に対する補助の実施を予定しております。

6 項目 コロナ禍の中、就労継続支援事業所においては取引先からの作業の受注量の減少、出張販売の中止などで収益が大変厳しい状況にある。このため、「障害者優先調達法」に基づき、同施設等の受注拡大ならびに発注価

格の増額等に努められることを要望する。また、就労状況が悪化する中、改正された「障害者雇用促進法」の理念を踏まえ、大阪市が率先して法定雇用率を大きく上回る障がい者雇用を行うとともに、その就労環境整備や就労意欲の涵養など就労継続にも意を用いられるよう要望する。

【担当】
人事室人事課人事グループ
電話：06-6208-7431

法定の障がい者雇用率については、2.5%と定められておりますが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和2年6月1日現在で2.77%となっております。本市では、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえ、令和2年4月に「障がい者活躍推進計画」を策定したところであり、今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

障がい者の住みよい街づくりを実現するため、新バリアフリー法の基づく整備に努められたい。特に昨年度に大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、2025年度までに実施との回答をいただいたが、この間も全国でホーム落下事故が発生していることから、前倒しで実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、ならびに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置個所を増やすよう要望する。

【担当】
福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話：06-6208-8072
都市計画局 開発調整部 開発誘導課
電話：06-6208-8072
都市計画局 計画部 都市計画課
電話：06-6208-7856

本市では、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する建築物や旅客施設、道路、公園、駐車場（以下、建築物等という。）の施設を安全かつ快適に利用することができるよう整備するなど「ひとにやさしいまちづくり」の実現

項目

項目